

令和 7 年 8 月 29 日

三重県知事 一見勝之 殿

医療法人住所 三重県三重郡菰野町田光4465番地2
医療法人の名称 医療法人社団 諸岡医院
理事長 諸岡 隆
電話 (059) 396-0061

決 算 届

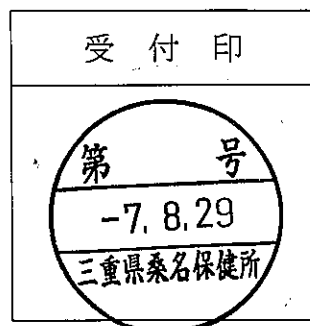
令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までの決算を終了したので、医療法
第 5 2 条第 1 項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

[備考]

提出に当たっては、正本、副本（各1部）を提出してください。（医療法施行規則第 3 3
条の 2 第 1 項）



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 諸岡医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 三重県 三重郡 菰野町田光 4465 番地 2

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成 1 年 5 月 12 日

- (4) 設立登記年月日 平成 1 年 5 月 26 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病院				
診療所	医療法人社団 諸岡医院	2412205078	三重県三重郡菰野町田 光 4465 番地 2	
介護老人 保健施設				

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設について

は、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年7月20日 前年度の決算の決定

令和7年5月1日 次年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 諸岡医院
 所在地 三重県三重郡菟野町田光4465番地2

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和 7 年 5 月 31 日現在)

1. 資	産	額		369,593 千円
2. 負	債	額		12,137 千円
3. 純	資 産	額		357,455 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	165,073
B 固 定 資 産	204,519
C 資 産 合 計 (A + B)	369,593
D 負 債 合 計	12,137
E 純 資 産 (C - D)	357,455

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

※数値処理に誤差あり

様式 3 - 2

法人名 医療法人社団 諸岡医院

※医療法人整理番号

所在地 三重県三重郡菰野町田光4465番地2

貸 借 対 照 表

(令和 7 年 5 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	165,073	I 流 動 負 債	9,091
II 固 定 資 産	204,519	II 固 定 負 債	3,046
1 有 形 固 定 資 産	76,670	負 債 合 計	12,137
2 無 形 固 定 資 産	20,024	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	107,824	科 目	金 額
		I 出 資 金	33,000
		II 積 立 金	324,455
		III 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	357,455
資 産 合 計	369,593	負債・純資産合計	369,593

前年度繰り越した繰越利益剰余金
 繰越利益剰余金

様式4-2

法人名 医療法人社団 諸岡医院

※医療法人整理番号

所在地 三重県三重郡菰野町田光4465番地2

損 益 計 算 書

(自 令和 6 年 6 月 1 日 至 令和 7 年 5 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	116,337
2 事業費用	135,522
本来業務事業損失	19,185
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	19,185
II 事業外収益	664
III 事業外費用	
経常損失	18,520
IV 特別利益	616
V 特別損失	
税引前当期純損失	17,904
法人税等	548
当期純損失	18,453

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

端敬処理(子差果利)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 諸岡医院
理事長 諸岡 隆 殿

私（注１）は、医療法人社団 諸岡医院の令和６会計年度（令和６年６月１日から令和７年５月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和７年７月１０日

医療法人社団 諸岡医院

監事 諸岡 昌子

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第５１条第２項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第３条に規定する重要な会計方針の記載及び第２２条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。